

# 第11回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年12月15日（金） 午後16時27分～
  2. 場 所 野辺地町中央公民館 第1会議室
  3. 会議に出席した委員  
1番 福 士 重 光      2番 魚 住 ゆり子      3番 二ツ森      均  
4番 杉 山 福 行      5番 野 坂 長太郎      7番 野田頭 政 子  
8番 高 松      誠      9番 田 村 敬 一
  4. 会議に欠席した委員  
6番 村 山 勝 雄
  5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員  
野 坂      勝 荒 谷 清 隆      柴 崎 幸 三      村 山      茂  
古 沢 高 明      江刺家 昭 彦
  6. 会議に欠席した農地最適化推進委員  
鳴 海 拓 哉
  7. 会議に出席した職員  
事務局長 長根 一彦      事務局長補佐 上野 優  
総括主査 黒澤 晋一
  8. 会議に付した案件  
議案第12号 農地・非農地の判断について  
議案第13号 農地法第3条について  
報告第18号 貸借の終了（農用地利用配分計画）について  
報告第19号 農地法第3条の3（相続による権利移動）について
  9. 議事の概要  
以下のとおり。
-

【開会時刻 16時27分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第11回総会を開会いたします。  
本日の出席委員数は8名です。定足数に達しておりますので、本会議は成  
立いたします。

本日の付議案件は2件、報告2件となっております。

事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

( 異議なし )

議長

異議なしと認め、5番 野坂 委員と、8番 高松 委員にお願いします。  
議事に入ります。

「議案第12号 農地・非農地の判断ついて」を議題といたします。事務局  
の説明をもとめます。

事務局

議案第12号 利用状況調査により農地としての利用が不可能と判断した  
農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。

議案書は1ページから7ページまでになります。

合計筆数は204筆、188, 344㎡、です。

いずれの土地も原野や雑種地等農地以外の様相を呈しており、農地として  
の利用が不可能と判断したものです。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議長

それでは、議案第12号についてご審議願います。御意見等ございませ  
んか。

事務局

補足させてください。農地パトロールの際に非農地として各委員に判断し  
ていただいた農地について事前に郵送で写真を送らせていただきました。議  
案の1ページから7ページというのが写真の一覧となっております。名簿に  
載っている1～7ページの筆全てが非農地として判断していただいたところ  
となっております。

5番

原野となっているが、非農地と区別しているのか。雑種地もあるが。

事務局

雑種地もあります。その状況が地目でいう原野なのか雑種地なのかという  
書き方もしています。

5番

バラスもみえているんだよな。非農地にしないで原野にするのか。

事務局

この原野とか雑種地というのは地目でして、非農地かどうかというと全て  
非農地、非農地なんだけど地目としてなにが一番適しているかということ  
と原野だとか雑種地だとかという区分となっております。

5番

農地歩いて非農地かAかBかとか分けているけど。

事務局

それについては全て非農地、遊休農地とかA区分とか載せておりません。

5 番	バラス入っているけど原野じゃないのか。
7 番	判定の中では、非農地の中の地目が山林とか原野とか、登記上こうなるんじゃないかなと判定ですよ。
事務局	最終的には法務局さんの判断となるので我々が原野と判断しても現地見て雑種地と判断すれば登記は雑種地になりますし、あくまで農業委員会としての見立てとしてはこういう地目に適しているんじゃないかなということで今回書いていました。
7 番	ここ歩いているんだよな。
事務局	全て歩いています。
7 番	であれば非農地と書けばよかったんだよな。 原野に定義があるか。
事務局	農地が荒れ果てて活用できなくなったところを原野という判断になります。雑種地は石が入ったりしたところを雑種地。 この原野や雑種地というのは参考までにつけたもので、農業委員会ですこまでの判断はしません。
議 長	今回の判断は非農地の判断をしてもらいたいなということで、いかがでしょうか。これ届けて法務局に
事務局	これで可決されると、ご本人に非農地判断の通知書を送って、法務局にご本人で地目変更の手続きをしてもらいます。
議 長	それでは議案第12号について、非農地とすることでご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第12号については非農地といたします。 次に、「議案第13号 農地法第3条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書8ページ、議案書別冊は1, 2ページをお開き願います。 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について申請書の提出があったので審議を求めるものであります。  【議案書をもとに説明】  以上で議案第13号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第13号について、御審議願います。御意見等ございませんか。
委 員	(異議なし)

議 長	議案第 13 号について、原案のとおり決定することをご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 13 号については許可することに決定いたしました。 次に、「報告第 18 号 貸借の終了（農用地利用配分計画）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 10 ページをお開き願います。 報告第 18 号 貸借の終了について、公益社団法人あおもり農業支援センターから通知がありましたので報告します。  【議案書をもとに説明】  報告第 18 号の説明については以上です。
議 長	それでは報告第 18 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	次に、「報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 11 ページをお開き願います。  【議案書をもとに説明】
議 長	報告第 19 号の説明については以上です。
委 員	それでは報告第 19 号について、御意見等ございませんか。
議 長	(異議なし)
	質問も無いようですので、これをもちまして本日の議事を終了いたします。  【閉会時刻 16 時 39 分】